

「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について

(中間報告：第2報)

理事会

1. これまでの経緯

2008年度から2010年度まで設置した時限委員会によって「養護教諭の倫理綱領」に関する検討が行われ、その研究成果は学会誌第14巻第1号に掲載されている¹⁾。2013年には養護教諭の倫理綱領検討特別委員会を立ち上げて条文化にむけた検討を行い、2015年度総会(熊本)において『養護教諭の倫理綱領(案)』を提案し承認された。このとき、第13条「養護実践基準の遵守」における、「別に定める養護実践基準」の内容は理事会が中心となって検討することが確認された。

検討状況の中間報告として、2017年学術集会(金沢)において、①養護実践基準という表記の解釈、②【養護実践基準】を入れた理由(資料1)、③倫理綱領を有する他専門職の基準、④研究論文にみる養護の実践にかかわる基準について報告した²⁾。なお、今後の検討としては、各都道府県及び政令市の教育委員会が作成している、養護教諭のキャリアステージを意識した育成指標の分析を視野に入れることとした。また、本学会の名称にある養護教諭教育(養成段階における教育と卒業・修了後に行われる現職研修や自己教育なども含めた養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動)についてはキャリア発達を意識した全体像³⁾が構想されていることから、学会としての蓄積も勘案して、養護実践基準とキャリアステージとの関係をふまえた基準を考える必要を示した⁴⁾。

養護教諭の倫理綱領(2015.10.11.総会承認)

第13条 養護実践基準の遵守：養護教諭は、質の高い養護実践を目指し、別に定める養護実践基準をもとに省察し、実践知を共有する。

2. 研究論文の分析からとらえた養護の実践にかかわる基準について

本学会の学会誌(創刊号から第21巻2号)に掲載されている101論文を対象に、「専門性や独自性について述べている実践例や概念」、「養護教諭の資質能力の担保について述べている実践」、「実践のレベル(水準)に関する具体的記述」の視点から分析を行った。

その結果、①保健室の機能を生かした保健室経営、②心身の健康問題への対応力、③健康相談活動とアセスメント、④特別な教育的ニーズへの支援、⑤支援組織体制の構築、⑥組織的な取り組みとコーディネータとしての役割、⑦根拠のある養護活動の知見が得られた。

3. 養護教諭の「育成指標」を構成している内容について

各都道府県及び政令市の教育委員会が作成した養護教諭のキャリアステージを意識した育成指標の分析を行った。入手した育成指標は、北海道・東北3、関東2、中部4、関西6、四国・中国3、九州2の計20の都道府県及び政令都市によるものである。これらの育成指標を、縦軸(資質能力)、横軸(キャリアステージ)ごとに、その内容をとらえた。

分析に際しては、各育成指標にID番号を付け、Excelに指標内容を入力した。縦軸の資質能力は、「カテゴリー」に区分し、各資質能力の「主な内容」をカテゴリーごとにまとめた。横軸のキャリアステージは、経験年数やそれ以外の設定など多様であったことから「ステージ」を第1から

第4までの4段階とし、各ステージに相当するキャリアの表記を「主なキーワード」として整理した。

1) 縦軸（資質能力）の分析からとらえた傾向

資質能力は、縦軸として挙げられている順序をふまえて、【1.教員としての素養・資質】、【2.教職にかかわる実践力】、【3.生徒指導力】、【4.養護の専門的実践力】、【5.連携・マネジメント力】、【6.総合力】の6カテゴリーに分けられた(表1)。もっとも専門性が見えてくると思われた【4.養護の専門的実践力】は、<専門的職務実践力><養護教諭としての専門性><専門領域における指導力>などであり、校内体制において重要な【5.連携・マネジメント力】は、<学校運営に関すること><組織運営力><学校組織マネジメント><マネジメント力>などであった(表1)。

表1 育成指標における求める資質能力の区分

カテゴリー	主な記述
1. 教員としての素養・資質	教育的素養 教員としての素養 教職としての素養 基本的資質 基盤となる資質 基本的資質能力
2. 教職にかかわる実践力	教職の実践 実践力 教職としての専門性 指導力
3. 生徒指導力	生徒指導・教育相談に関すること 生徒指導 生徒指導力
4. 養護の専門的実践力	専門的職務実践力 養護教諭としての専門性 養護教諭としての専門領域 養護教諭の専門領域における職務 専門領域における指導力 養護の実践力に関する事項 保健管理・保健教育等に関すること 養護の実践力に関する事項
5. 連携・マネジメント力	学校運営に関すること 組織運営力 学校組織マネジメント マネジメント力 組織の運営と参画 同僚・家庭・地域とつながる力 チーム学校 協働力
6. 総合力	総合的人間力 教育業務遂行力 特別支援教育の視点 キャリア教育の視点

2) 横軸（キャリアステージ）の分析から捉えた傾向

キャリアステージは4段階に区分できたので、各段階に相当するキャリアステージの表記を示した(表2)。着任時や新規採用時に相当する第1ステージでは、基礎的知識技術、基礎力の形成、基礎的な実践力など、養護教諭のキャリアの基礎の担保が求められていた。第2ステー

ジは、ミドルリーダーとして実践力の向上・充実や専門性の充実など、養護教諭としての専門的実践力をさらに向上することが求められていた。第3ステージでは、広い視野での組織的な運営や協働、教職員や他の養護教諭への支援など、集団の中での組織的運営や人材育成を行えるリーダーとしての役割が求められていた。第4ステージでは、学校経営への参画や学校づくり、教育活動のリードなど、学校経営に関わる実践力が求められていた。

ステージが上がるにつれて、「指導」「組織」「学校経営への参画」「学校経営への視点」など、専門性を生かして学校経営にかかわる能力が求められていた。

表2 育成指標におけるキャリアステージごとのキーワード

キャリアステージ	主なキーワード
第1ステージ	<ul style="list-style-type: none"> * 初任期 * 基礎力の形成 * 基礎的な実践力 * 基礎形成 * 基盤形成 * 自立・向上 * 実践力形成
第2ステージ	<ul style="list-style-type: none"> * 中堅期 * ミドルリーダー * 学校保健活動のリーダー * 向上・充実 * 実践力向上 * 基礎充実期 * 専門性充実期 * 推進力 * 連携
第3ステージ	<ul style="list-style-type: none"> * 充実期 * 運営における中心的な役割 * 学校全体への貢献 * 広い視野で組織的な運営 * 教職員の力量形成を支援 * 高度な知識や熟練の技能 * 指導力・協働力完成 * 他の養護教諭の支援 * 他の教員への助言・支援
第4ステージ	<ul style="list-style-type: none"> * 熟練期 * キャリアの成熟 * 学校経営の視点 * 学校経営への参画 * 学校づくり・教育活動をリード * 高い専門性・豊かな経験 * 実践力の発展 * 同僚職員の資質向上の支援

3. 今後の検討にむけて

前回の中間報告では、養護の実践の基準化にあたっては、「業務遂行の手順という考え方があること」、「責務・内容・方法で構成するという考え方があること」、「研究過程における養護教諭の視点で捉えること」、「身体症状への対応や心の問題への対応という力量で捉えること」「保健室登校や受診行動への援助プロセスに果たす養護教諭の役割を捉えること」、「養護活動や身体へのアプローチにみられる専門的根拠を示すこと」などを報告した。

本報告における研究論文の分析では、養護教諭に求められる実践として、「保健室の機能を生かした保健室経営」、「支援組織体制の構築」、「フィジカルアセスメント」、「ヘルスアセスメント」、「特別な教育的ニーズの支援」などの結果を得た。育成指標の分析からは、養護の実践の基準は新任段階にとどめるのではなく、未来につながる確かな資質能力という発展性のある基準、キャリアの各段階に応じた基準で捉える必要があり、その中ですべてのキャリアステージに共通する基準も考える必要があるとの示唆を得た。

今後は、具体案を提示してご意見を伺い、その結果をもとに再検討して次年度の学術集会で報告したい。

引用文献

- 1) 鎌田尚子他：学会活動報告「養護教諭の倫理に関する規定の検討委員会報告—養護教諭の倫理綱領（案）の作成と共通理解をめざして—」，日本養護教諭教育学会誌，14(1)，85-98，2011
- 2) 日本養護教諭教育学会理事会：「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について（中間報告）日本養護教諭教育学会第25回学術集会抄録集，44-47，2017
- 3) 後藤ひとみ：養護教諭の専門性をふまえた養護教諭養成のあり方と将来への展望，日本養護教諭教育学会誌，11(1)，14，2008
- 4) 後藤ひとみ、塚原加寿子他：シンポジウム「養護教諭のキャリア形成を考える—学び続ける教員像の実現に向けて—」，日本養護教諭教育学会第25回学術集会抄録集，34-41，2017

資料1 (2015.10.11 総会にて配付したもの)

第13条に【養護実践基準】を入れた理由について

- ① 養護実践基準は、養護教諭が実践のレベルを保持するための基準を有しているという根拠を社会や行政に示すものになる。
- ② 基準を一定のレベルと捉え、実践を標準化した水準が必要であることを本学会の倫理綱領に示すことは専門職として不可欠であると考える。
- ③ 養護教諭養成機関は、開放制の原則により実に様々である。したがって、為すべき実践の基準があることで、教育系、家政系、看護系、医学系等のいかなる養成であろうと子どもたちに向かい合ったとき、養護教諭としての専門性と独自性を保持できる。
- ④ 現在、我が国の養護教諭の資質能力を担保する基準は教育職員免許法施行規則第9条、第10条で規定されている。しかし、これらは履修しなければならない「最低の科目」と「最低の単位」を示したものである。養護教諭は子ども達に向き合い、教育活動を通して子どもの心身の健康の保持増進を支援することから、免許法によるカリキュラムでは保証しきれない具体的実践の基準を設定する必要がある。
- ⑤ 他職種では、業務実践基準や看護業務基準等がある。養護教諭は「教育職員」としての専門性を発揮し、保健室の機能や保健指導等を通して子ども達の自己実現に向け教育活動をしている。このような「職」は世界に類を見ない優れた存在である。このことから養護教諭の実践レベル（水準を保証する基準）が必要であり、これが「養護実践基準」である。
- ⑥ 同じ教職員である「教諭」に倫理綱領やその基準があるかと言えば、現時点でそのような倫理綱領や基準があるとは確認できない。養護教諭も同様に教育職員であるが、子どもの生命を守る専門性をもった専門職であることを標榜するからには独自の実践を確保する基準が必要である。
- ⑦ 「養護実践基準」という用語はなじみが薄く、関係者に深く理解されているとは言えない。基準化するとなれば、それに縛られるのではないか、実践の範囲が狭くなるのではないか等の懸念が生じるかもしれない。しかしながら、養護教諭の未来につながる確かな資質・能力を保証し、倫理綱領の活用を啓発する必要があると考える。

(下線は、本稿において加筆したもの)